第５４号議案

町の区域の変更及び字の区域の廃止について

このことについて、別紙変更調書のとおりふじみ野市内の町の区域を変更し、及び字の区域を廃止したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年５月３０日提出

ふじみ野市長　高　畑　　博

提案理由

富士見都市計画事業国道２５４号バイパスふじみ野地区土地区画整理事業の施行に伴い、町の区域の変更及び字の区域の廃止をしたいので、地方自治法第２６０条第１項及び第９６条第１項第１５号の規定により、この案を提出するものである。

別紙

変　更　調　書

福岡新田に編入し、及び字を廃止する区域

福岡字川通８５８の３、８５９の１、８６０の１、８６１、８６２の１、８６２の２、８６３、８６４の２、８６５から８６８まで、８６９の１、８６９の２、８７０の１、８７１、８７２の１、８７２の２、８７３から８７６まで、福岡字西角８７７から８８０まで、８８１の１、８８１の２、８８２の１、８８２の２、８８３、８８６の１、８８７の１、８９１の１、８９２の１、９０９、９１０、９１２から９１４まで、９１５の１、９１５の２、９１６、９１７、９１８の１、９１８の２及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

福岡新田に編入する区域

谷田二丁目５の１７、７の７及び８の２１

字を廃止する区域

福岡新田字北谷６３の２、６４の３、６４の４、６５の１、６５の１１、６６の４、７４の６、９１の３、９２の２、９３の３、９３の４、９４の４、９４の６、９５の２、９６の２、９７の２、９８の２、９８の３、９９の３から６まで、１０６の４、１０７の３、１０８の３、１０９の３、１１０の２、１１１の２、１１２の２、１１３の２、１１４の２、福岡新田字谷中１１５の４、１１５の６、１１５の８から１０まで、１１６の１から４まで、１１７の１から７まで、１１８の１から２１まで、１１９の１から３まで、１２０の１から６まで、１２１の１から３まで、１２２の１、１２２の３から６まで、１２３の１から７まで、１２４の１から５まで、１２５の１から３まで、１２６の１から３まで、１２７の１から８まで、１２８の１から７まで、１２９の１から３まで、１３０の１から３まで、１３１の１から５まで、１３２の１から３まで、１３３の１から３まで、１３４の１から６まで、１３５の１から６まで、１３６の１から３まで、１３７の１から３まで、１３８の１から６まで、１３９の１から６まで、１４０の１から３まで、１４１の１から３まで、１４２の１から３まで、１４３の１から３まで、１４４の１、１４４の３、１４４の４、１４６の１、１４７の１、１４７の２、１４８、１４９の１、１４９の２、１５０、１５１、１５２の１、１５２の２、１５３から１５６まで、１５７の１から３まで、１５８から１６０まで、１６１の１、１６１の２、１６２、１６３の１、１６３の２、１６４の１、１６４の２、１６５の１から４まで、１６６の１から４まで、１６７の１、１６７の２、１６８から１７０まで、１７１の１、１７１の２、１７２、１７３、１７４の１、福岡新田字西川通１７５の１、１７５の５、１７５の６、１７６、１７７の１、１７７の２、１７８、１７９の１、１７９の２、１８０、１８１の１、１８１の

２、１８２の１から３まで、１８３の１から３まで、１８４の１、１８４の２、１８５の１、１８５の２、１８６、１８７、１８８の１、１８８の２、１８９、１９０、１９１の１、１９１の２、１９２の１から３まで、１９３の１から３まで、１９４、１９５、１９６の１、１９６の２、１９７、１９８、１９９の１、１９９の２、２００、２０１の１、２０１の３、２０１の４、２０２の１、２０２の２、２０３の１、２０３の２、２０４の１、２０４の２、２０５の１、２０５の２、２０６、２０７、２０８の１、２０９の１から３まで、２１０の１から８まで、２１１の１から３まで、２１２の１から４まで、２１３の１から３まで、２１４の１から５まで、２１５から２２０まで、２２１の１、２２１の２、２２２、２２３の１、２２３の２、２２４の１、２２４の２、２２５、２２６、２２７の１、２２８の１、２２８の２、２２９から２３２まで、２３３の１、２３３の２、２３４、２３５の１から４まで、２３６の１、２３６の２、２３６の４、２３６の５、２３７の１から４まで、２３８の１から３まで、２３９から２４５まで、２４６の１、２４６の２及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部

（令和７年４月２日調査）